議案第２７号

損害賠償の額の決定について

上記の議案を提出する。

平成２６年２月１３日

提出者　墨田区長　　山　　﨑　　昇

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を次のとおり決定する。

損害賠償額	相　手　方	事件の概要
４０９万３，２００円	東京都墨田区●●●●●●　●●	本所地域プラザの新設に係る工事の施行により、隣接するブロック塀に傾きが生じ、当該ブロック塀の所有者に損害を与えた。

（提案理由）

本所地域プラザの新設に係る工事の施行により、隣接するブロック塀に傾きが生じ損害を与えたことについて、当該ブロック塀の所有者から賠償の請求があったので、当該損害に係る賠償の額を決定する必要がある。